別紙資料 1

1 基礎控除、特別控除について

贈与税(暦年課税)の基礎控除

年間110万円

贈与税(相続時精算課税)の特別控除

2,500万円

相続税の基礎控除

担体なる法を主

3,000万円 + 600万円 x 法定相続人の数

2 速算表について

控除額
-
10万円
25万円
65万円
125万円
175万円
250万円
400万円

相続税の速算表		
法定相続人に 応ずる取得価額	税率	控除額
4 000 T TINT	4.00/	
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

特例税率は、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などの直系尊属からの贈与で受贈者が20歳以上の者に使用します。

一般税率は、例えば、夫婦間や兄弟間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

表	題	部	(主である建物の表	示)	調製	余白			不動産番号	000000000000000
所在図番	番号	余台	1			h				
所	在	特別区南都町一丁目 101番地 全自								
家屋番号 101番									佘 白	
① 種	類		② 構 造	3	床	面	積	m²	原因及び	びその日付 [登記の日付] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
居宅		木造が	かわらぶき 2 階建		**************************************	1 階 2 階		8 0 0 0 7 0 0 0	令和1年5月 〔令和1年5	
表	題	部	(附属建物の表示)							
符号	①種	類	② 構 造	3	床	面	積	m²	原因及び	ドその日付〔登記の日付〕
1	物置		木造かわらぶき平家 建					30 00	〔令和1年5	月7日〕
所有	者	特別区	区南都町一丁目5番5号	法	务 五	郎		f		

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目 5 番 5 号 法 務 五 ^與

権利	部(乙区)(所有	権 以 外 の 権 利	に 関 する 事 項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定債権額 金4,000万円利息 年2・60%(年365日日割計算)損害金 年14・5%(年365日日割計算)債務者 特別区南都町一丁目5番5号法務 五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号株式会社南北銀行(取扱店南都支店)共同担保 目録(あ)第2340号

記号及び都	番号 (あ)第2340号			調製	令和1年5月7日
备 号	担保の目的である権利の表示 順位番号				備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余 白		
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	1	余白		



見

本

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和2年1月14日 関東法務局特別出張所

登記官

法 務 八 郎



5-3 相続財産種類別

Breakdown of Inherited Property by Type

被相続人数、取得財産価額(その1) Number of ancestors, and Value of properties acquired(Part1)

				申告		
	取得財産等のま	₩ Dag #	Statistics of f		. ()	
	77. 13 7.4	連 類	平成29年		平成30年	
	Type of properties acquired, e	被相続人の数 Number of ancestors	取得財産価額 Value of properties acquired	被相続人の数 Number of ancestors	取得財産価額 Value of properties acquired	
			人	百万円	人	百万円
	(Person	Mi lon yen	Person	Mi lon yen
	田(耕作権及び永小作権を含む。)	Rice field (including cultivation right and perennial tenant right)	23, 430	319, 199	23, 485	288, 496
į ±	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	Farm land (including cultivation right and perennial tenant right)	28, 827	588, 054	29, 079	595, 616
上 地 Land	〜宅 地(借地権を含む。)	Housing land (including leasehold)	128, 234	5, 190, 743	132, 747	5, 197, 147
	山 林	Forest land	22, 477	79, 481	22, 841	77, 238
	その他の土地	Other land	29, 161	624, 924	29, 903	639, 889
	計	Subtotal	実 130,593	6, 802, 401		6, 798, 385
	家屋、構築物	House, Structures	Actual 123, 686	1, 091, 898	Actual 127, 875	1, 105, 341
事 業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	Machinery, Implements, Utensils, Equipment	10, 889	31, 253	10, 743	30, 971
ss (agr	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	Goods, Products, Semi-finished goods, Raw materials, Agricultural products, etc.	1,674	7, 017	1, 708	7, 180
業)	売 掛 金	Account receivable	2, 598	8, 160	2, 672	7, 625
e) prop 財	その他の財産	Other properties	6, 214	33, 526	6, 497	35, 857
perty	計	Subtotal	実 15,580	79, 956		81, 634
有	(特定同族会社の株式及び出資	Stocks and investment to specified family company	Actual 15, 092	546, 071	Actual 15, 309	687, 759
Sec.	同上以外の株式及び出資	Stocks and investment other than mentioned above	76, 384	1, 235, 201	79, 080	1, 342, 632
性 Securities	公 債 及 び 社 債	Public bond and Corporate bond	14, 840	234, 162	14, 780	225, 107
券	投資·貸付信託受益証券	Investment/ Loan trust beneficiary certificate	41, 728	704, 931	42, 974	737, 116
	計	Subtotal	実 95,115	2, 720, 365		2, 992, 615
	現金、預貯金等	Cash, Deposit, etc.	Actual 143, 297	5, 905, 403	Actual 148, 881	6, 243, 819
	家庭 用 財 産	Household properties	81, 929	30, 018	84, 464	31, 722
ج ج د	生命保険金等	Life insurance amount, etc.	36, 988	731, 019	39, 904	773, 765
の他の財	退職手当金等	Retirement allowance, etc.	6, 469	207, 121	6, 560	216, 344
opertic 財	立	Standing timber	3, 671	3, 770	3, 648	3, 825
産	そ の 他	Others	112,762 実 110,050	1, 077, 311	118, 749	1, 117, 596
	計	Subtotal	天 Actual 119,050	2, 019, 221	美 125, 152 Actual	2, 111, 530
	合 計	Total	実 143,984	18, 649, 264	1	19, 365, 046
	相続時精算課税適用財産価額	Donated property value (taxation system fo $ {\bf r} $ set lement at the time of inheritance)	Actual 6, 591	214, 499	Actual 6, 798	228, 781
Obj.	債務	Obligation	122, 468	1, 497, 433	128, 918	1, 488, 627
債務等 Obligation,etc.	葬 式 費 用	Funeral expenses	139, 805	273, 840	145, 266	279, 450
·etc.	計	Subtotal	実 141,610	1, 771, 273		1, 768, 077
	差 引 純 資 産 価 額	Amount of calculated net assets	Actual 143, 881	17, 092, 490	Actual 149, 481	17, 825, 749
	曆年課税分贈与財産価額	Donated property value (calendar-year taxation)	23, 269	149, 455	24, 097	146, 438
那太早色次	課税 価格	Taxable amount	143, 881	17, 241, 945	149, 481	17, 972, 187

調査対象等: 1 平成30年分は、その年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令 和元年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

- 2 平成29年分は、その年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成30年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。
- (注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 - 2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

Subject of survey, etc.:

- 1 The table for 2018 was prepared on the basis of "returns (except for amended returns)" which describe taxation statistics by returns filed through October 31, 2019 with respect to persons who acquire property from ancestors through inheritance, bequest or gifts under the taxation system for settlement at the time of inheritance for which the said inheritances commenced during 2018.
- 2 The table for 2017 was prepared on the basis of "returns (except for amended returns)" which describe taxation statistics by returns filed through October 31, 2018 with respect to persons who acquire property from ancestors through inheritance, bequest or gifts under the taxation system for settlement at the time of inheritance for which the said inheritances commenced during 2017.
- Note: 1 As "5-1 Statistics of filing returns and Statistics of Taxation" and "5-3 Breakdown of Inherited Property by Type" differ in Subject of survey, etc., number of taxpayers and amount of money, etc. do not equal.
 - 2 "Actual" in the column "Number of ancestors" means actual number of ancestors.

本文へ English 文字拡大・読み上げ 利用者別に調べる サイトマップ

ホーム / 国税庁等について / 組織(国税局・税務署等) / 名古屋国税局 / 報道発表資料

/ 平成30年分 相続税の申告事績の概要

平成30年分 相続税の申告事績の概要

I 平成30年分における相続税の申告事績の概要

平成30年中の死亡者数(被相続人数)は154,767人(前年対比102.0%)でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は17,480人(同104.7%)で、その課税価格の総額は23,069億円(同104.6%)、申告税額の総額は2,675億円(同109.9%)でした。

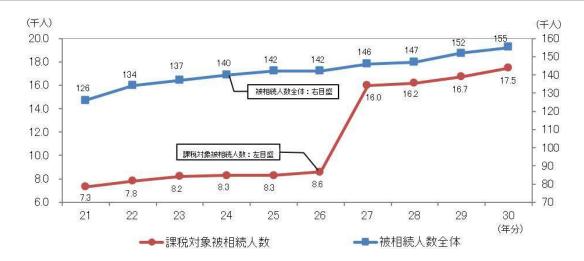
相続税の申告事績

			4	F分等	(注1)	(注2)	
項目	I		平成29年分	平成30年分	対前年比		
1	(注3)		(注3)	人		%	
Ľ			被相続人数(死亡者数)		151,750	154,767	102.0
					人	人	%
2		朴	目続税の申告書の提出に係る被相続人数		^外 4,202	^外 4,322	^外 102.9
					16,694	17,480	104.7
3		課税割合 (②/①)		%	%	ポイント	
				11.0	11.3	0.3	
4	相続税の納税者である相続人数		人	人	%		
4		10001/00/R317/00 C07/010/0/XXX		38,000	39,428	103.8	
				(注4)	億円		%
(5)	ĺ		課税価格	(注4)	^外 2,196	^外 2,319	^外 105.6
					22,059	23,069	104.6
6			税額		億円	億円	%
		176624		2,434	2,675	109.9	
	١.		((注4)	万円		%
7	人	被扣	課税価格 (⑤/②)		^外 5,226	^外 5,367	^外 102.7
	М	相続	(3)/ (Z)/		13,214	13,197	99.9
8	にり	人	税額		万円	万円	%
			(6/Q)		1,458	1,530	105.0

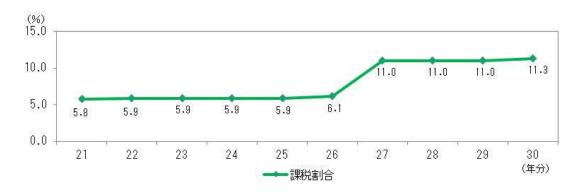
- (注)1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ参考計表

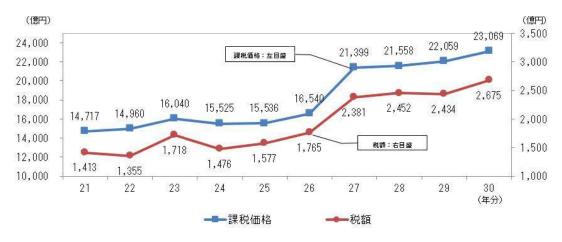
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注)1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

4 相続財産の金額の推移

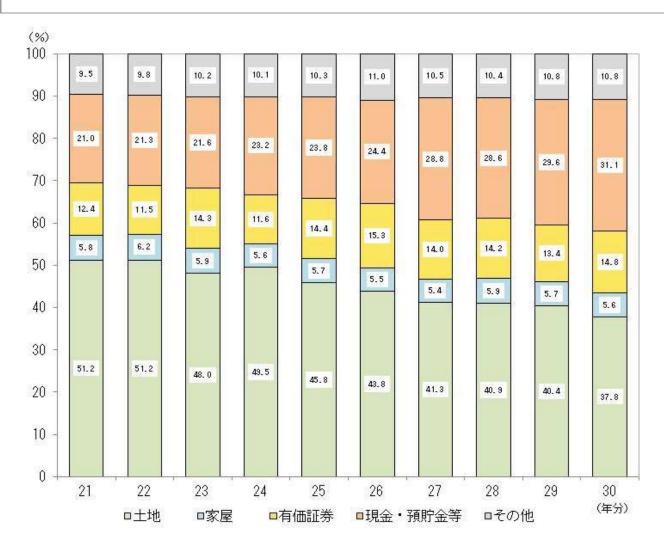
(単位:億円)

項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計

年分						
173						
平成21年	8,182	931	1,985	3,361	1,517	15,977
22	8,326	1,010	1,876	3,468	1,591	16,271
23	8,363	1,034	2,482	3,756	1,776	17,411
24	8,299	931	1,950	3,892	1,697	16,769
25	7,671	952	2,408	3,985	1,720	16,736
26	7,790	980	2,732	4,335	1,955	17,792
27	9,472	1,245	3,219	6,591	2,392	22,919
28	9,521	1,375	3,301	6,647	2,414	23,258
29	9,470	1,336	3,149	6,940	2,537	23,433
30	9,263	1,367	3,621	7,609	2,639	24,499

⁽注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

Ⅲ 各県別の相続税の申告事績

別表 (参考) 相続税の申告事績 【岐阜県】

年分等	(注1)	(注2)	
項目	平成29年分	平成30年分	対前年比

			4	年分等	(注1)	(注2)		
項目					平成29年分	平成30年分	対前年比	
0				(注3)	人	人	%	
Ľ			被相続人数(死亡者数)		22,964	23,062	100.4	
					人	人	%	
2		椎	目続税の申告書の提出に係る被相続人数		^タ ¹404	^{9†} 421	^外 104.2	
					1,807	1,948	107.8	
3		課税割合 (②/①)			%	%	ポイント	
					7.9	8.4	0.6	
4	相続税の納税者である相続人数				人	.	%	
Ľ	<u> </u>		124410000 1144100 0244		3,816	4,138	108.4	
				(注4)	億円			
(5)		課税価格		()17)			^外 105.1	
					2,082			
6			税額		億円		%	
Ľ				176		114.3		
	1.			(注4)	万円			
7	人 微				人 微			^外 100.8
	 	続			11,524	11,411	99.0	
8	ر ا	人	税額		万円			
Ľ			(6/Q)		972	1,031	106.1	

- (注)1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表 (参考) 相続税の申告事績 【静岡県】

		4	年分等	(注1)	(注2)	
項目	項目		平成29年分	平成30年分	対前年比	
			(注3)	人	人	%
0		被相続人数(死亡者数)		41,078	41,972	102.2
				人	人	%
2	ŧ.	目続税の申告書の提出に係る被相続人数		^外 1,046	^外 1,030	^外 98.5
				4,079	4,184	102.6
3	課税割合			%	%	ポイント
9		(2 /①)		9.9	10.0	0.0
4	相続税の納税者である相続人数			人	人	%
₩		行が近代の付けた日でのも行が大気		9,561	9,620	100.6
		(注4) 課税価格		億円	億円	%
(5)				^外 554	^外 545	^外 98.3
				5,056	5,305	104.9
6		税額		億円	億円	%
0		1/6HX		474	581	122.5
	1 被	人相		万円		
7				^外 5,297	^外 5,288	^外 99.8
				12,396	12,678	102.3

項目	た り	年分等	(注1) 平成29年分	(注2) 平成30年分	対前年比
8		税額	万円	万円	%
$\ \ $		(®∕Q)	1,162	1,388	119.5

- (注)1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表 (参考) 相続税の申告事績【愛知県】

			:	年分等	(注1)	(注2)		
項目	項目				平成29年分	平成30年分	対前年比	
	① 被相続人数(死亡者数			(注3)	人	,	%	
Ľ			被相続人数(死亡者数)		67,177	68,833	102.5	
					人	人	%	
0		村	目続税の申告書の提出に係る被相続人数		^タ ¹ 2,469	^外 2,550	^外 103 . 3	
					9,370	9,838	105.0	
3			課税割合		%	%	ポイント	
	(Ø∕①)		(Ø/①)		13.9	14.3	0.3	
4	相続税の納税者である相続人数			人	人	%		
(4)		1日かだりんりが37ル日 このう1日かに入安人			21,557	22,454	104.2	
				()>- ()	億円	1	%	
(5)		(注4) 課税価格			^外 1,252	^外 1,336	^外 106.7	
					13,357	13,801	103.3	
6			税額		億円	億円	%	
			1/0HX		1,654	1,724	104.2	
				(注4)	万円		%	
7	1 人	被相続	課税価格		^外 5,071	^外 5,239	^外 103.3	
			(\$/Q)		14,256	14,028	98.4	
8	当たり	5 7	税額		万円	万円	%	
		(6/Q)			1,765	1,753	99.3	

- (注)1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

別表 (参考) 相続税の申告事績 【三重県】

年分等		(//	(注2)		
項目		平成29年分	平成30年分	対前年比	
①	(注3)	人	人	%	
	被相続人数(死亡者数)	20,531	20,900	101.8	
0	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	人	%	
		^外 283	^外 321	^外 113.4	

			年分等 (注1)		(注2)	
項目				平成29年分	平成30年分	対前年比
				1,438	1,510	105.0
3		課税割合		%	%	ポイント
		(Q/①)		7.0	7.2	0.2
(b)	相続税の納税者である相続人数			人	人	%
(1日のかけんかがけれた日 くのうかりはかんへい人		3,066	3,216	104.9
		(注4) 課税価格		億円		%
(5)	(5)			^外 162	^外 199	^外 123 . 2
				1,563	1,741	111.4
0		税額		億円	億円	%
		17089		131	169	129.8
			(注4)	万円		%
7	1 被人	相 【 (⑤/②)		^外 5,719	^外 6,213	^外 108.6
	当続た		10,866	11,529	106.1	
	た人り			万円	万円	%
8				908	1,122	123.6

- (注)1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。
 - 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。
 - 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

このページの先頭へ

ホーム / 国税庁等について / 組織 (国税局・税務署等) / 名古屋国税局 / 報道発表資料 / 平成30年分 相続税の申告事績の概要

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

法令等

- 税法(e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例

• 質疑応答事例

お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織(国税局・税務署等)
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (法人番号7000012050002)



ご意見・ご要望 関連リンク ウェブアクセシビリティ 利用規約・免責事項・著作権 プライバシーポリシー

第52表 遺産分割事件のうち認容・ を除く) —遺産の内容別

	総	土	建	現	動	±.	土 地
					産	地	•
遺産の価額				金	そ	•	現
					の	建	金
	数	地	物	等	他	物	等
総数	7 224	507	132	1 309	47	1 064	467
410 SX	(5 115)	(290)	(70)	(906)	(21)	(604)	(356)
1000 万 円 以 下	2 448	336	106	653	30	485	147
	(1 559)	(193)	(58)	(430)	(11)	(277)	(100)
5000 万 円 以 下	3 097	129	18	521	9	439	222
	(2 284)	(77)	(9)	(385)	(6)	(246)	(180)
1 億 円 以 下	780	10	1	75	2	52	51
	(608)	(8)	(1)	(50)	(1)	(34)	(37)
5 億 円 以 下	490	5	-	27	_	20	24
	(381)	(2)	_	(21)	_	(11)	(20)
5 億円を超える	42	1	_	1	_	2	_
	(31)	(1)	_	(1)	_	(1)	_
算 定 不 能 · 不 詳	367	26	7	32	6	66	23
	(252)	(9)	(2)	(19)	(3)	(35)	(19)

⁽注) () 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

調停成立件数(「分割をしない」 遺産の価額別―全家庭裁判所

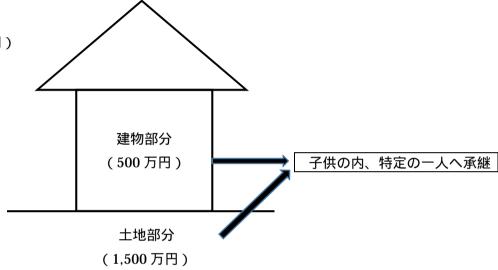
土動 産 地そ の ・他	建物・現金等	建動 産 物 そ の ・他	現 産 そ の 他	土現 地 ・ 建 物 ・ 等	土地・建物・	土地・現金等・	建物・現金等・	土 現 動 産 そ の 他
20	195	12	114	2 331	83	71	37	835
(13)	(140)	(8)	(86)	(1 796)	(55)	(56)	(33)	(681)
8	77	6	36	444	20	11	7	82
(6)	(49)	(5)	(29)	(309)	(11)	(9)	(7)	(65)
8	85	5	53	1 159	39	34	22	354
(6)	(65)	(2)	(39)	(901)	(27)	(28)	(18)	(295)
1	17	1	11	342	16	12	7	182
_	(15)	(1)	(9)	(275)	(11)	(10)	(7)	(149)
1	5	=	8	225	3	11	1	160
_	(4)	_	(4)	(182)	(2)	(8)	(1)	(126)
_	-	-	1	14	-	1	-	22
_	=	=	(1)	(9)	=	=	-	(18)
2	11	-	5	147	5	2	_	35
(1)	(7)	-	(4)	(120)	(4)	(1)	-	(28)

別紙資料 6

・遺産総額概算 3,000 万円

(内訳 土地 1,500 万円、建物 500 万円、現預金 1,000 万円)

・法定相続人 3人(すべて20歳以上の子供)



・相続税について

<u>0円</u> 遺産総額 3,000万円 < 基礎控除額 4,800万円 (3,000万円+600万円×3名)

・贈与税について

(暦年贈与)

<u>0 円</u> 自宅評価 2,000 万円 (土地 1,500 万円+建物 500 万円) < 特別控除 2,500 万円 + 基礎控除 110 万円